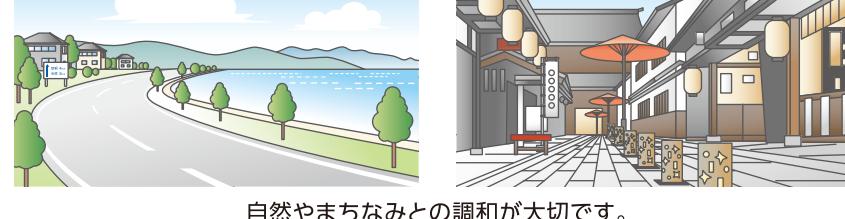


# 1 一般基準ガイドライン

全ての広告物に共通する一般基準は次のとおりです。

## 1 都市美及び自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、形状、意匠等を周辺のまちなみと調和させること

広告物の大きさや高さ、形状、意匠等周辺のまちなみと調和するようにしましょう。



自然やまちなみとの調和が大切です。

## 2 色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと

色彩は、景観を構成する重要な要素であることから、その使い方や組み合わせにより景観に大きな影響を与えます。広告物を計画する際は、周囲のまちなみと調和するよう、広告物の地色には高彩度の色彩を複数使用するのを避けましょう。



控えめな色彩でも広告物は引き立ちます。

## 3 後背地への眺望の妨げとならないよう配慮すること

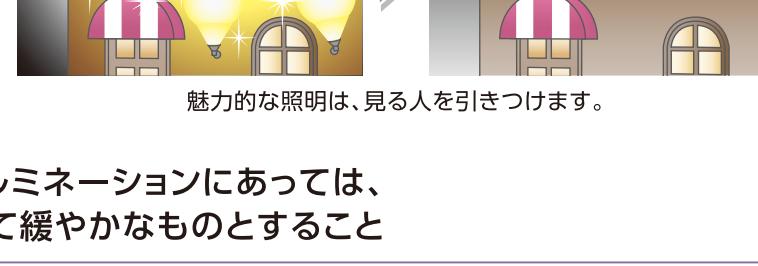
市内から見える伊吹山や横山岳、琵琶湖岸の眺望は、美しく観るものを持っています。こうした景観資源を守り、保全していくためにも、広告物の大きさや高さについて配慮しましょう。



市民共有の財産である眺望景観を保全します。

## 4 照明は、過剰な光量、照射範囲など、良好な景観を阻害しないこと

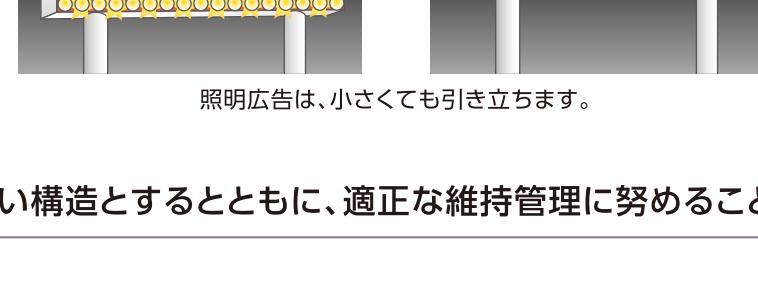
広告物の夜間照明は、適度な光量とし、必要な範囲を照射しましょう。輝度の高い照明が存在すると、眩しさや不快感が生じたり、対象物が見えにくくなったりします。設置する際は、光源の種類や光の当て方などを工夫しましょう。



魅力的な照明は、見る人を引きつけます。

## 5 ネオンサイン又はイルミネーションにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること

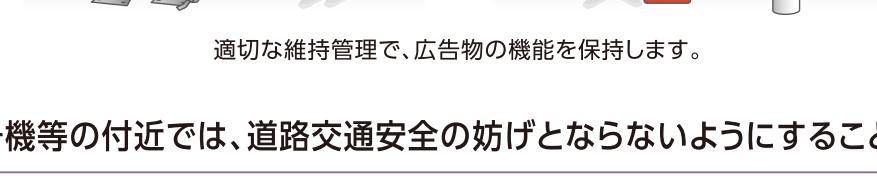
近年、ネオンサインやLED等を用いた照明広告が多く見受けられるようになりました。照明広告は、夜間景観に欠かせないものである一方、景観にも大きな影響を与えます。表示内容は必要最小限にするとともに、点滅を伴うものについては極力使用しないようにしましょう。



照明広告は、小さくても引き立ちます。

## 6 容易に破損、損壊しない構造とともに、適正な維持管理に努めること

破損した広告物は景観に影響を与えるだけでなく、危険を与える可能性があります。日ごろから点検し適正な維持管理に努めましょう。



適切な維持管理で、広告物の機能を保持します。

## 7 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること

特に交差点付近において、道路交通に支障をきたさないよう、標識等と良く似た色彩の使用を控えるとともに、標識等を遮ることのないよう大きさなどに留意しましょう。



運転者や歩行者の視界を確保します。